

## 水道水中の放射性物質に係る指標の見直し案に関する 意見募集の結果について

### 1 意見募集の実施

平成 23 年 12 月 26 日開催の「第 5 回水道水における放射性物質対策検討会」資料 2「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて（案）」について、平成 23 年 12 月 28 日から平成 24 年 1 月 27 日まで、意見募集を行った。

### 2 寄せられた意見

電子メールによる意見 187 通、ファクシミリによる意見 2 通、郵送による意見 1 通の計 190 通の意見が提出された。

### 3 意見の要旨及び考え方

類似の意見を整理し、それぞれの意見要旨に対する考え方を別表に整理した。1 通に複数の意見が含まれている場合があり、意見ののべ件数は 335 件であった。

(別表)「水道水中の放射性物質に係る指標の見直しについて(案)」に対する意見及び考え方(案)

整理番号	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	ストロンチウム、トリチウム等も対象とし、測定を行うべき。(60件)	ストロンチウム等の核種については、セシウム137に対する初期淡水中濃度比が2%以下と小さく、福島県内の河川における測定結果でも実環境中の濃度レベルが低くなっています。したがって、放射性セシウムを対象としてモニタリングを行うこととします。 トリチウムの空気水分中及び雨水中の測定結果が原子力安全委員会 放射線防護専門部会第14回 環境放射線モニタリング中央評価分科会に報告されており、これによると平成23年3月に平常の変動幅を超えて検出されましたが、4月には減少し、雨水からは4月以降空気水分からは5月以降検出されていません。検出された濃度も考慮しなければならないほどの線量となることは考えがたいことから対象外としています。
2	暫定基準は一日も早く廃止し、設定する基準値は10Bq/kgより厳しいものとすべき。(14件)	目標値の根拠としたWHO飲料水水質ガイドラインのガイダンスレベルは、平常時に適用するものとして年間の預託実効線量を0.1mSvとしたものであり、放射性セシウムの目標値10Bq/kgは十分に安全を見込んだものです。
3	緊急時と平常時で同一の基準とすべき。(1件)	WHO飲料水水質ガイドラインの考え方に基づいて、緊急時とは別の目標値を設定したものです。
4	緊急事態に摂取制限の指標を元の数値に戻した場合、200Bq/kgでは大丈夫だとする住民への説明が困難。10Bq/kgは緊急事態には低すぎる。(1件)	緊急事態の発生時には、原子力災害特別措置法に基づいて飲食物摂取制限に関する指標が適用されます。200Bq/kgは飲用を控える指標であり、生活用水としての利用には問題のないものです。とはいえ、食品経由の内部被ばくは可能な限り小さいことが望ましく、今回設定する管理目標値は、水道水からほとんど検出されていない現状を踏まえて通常時の水道施設の管理目標値として設定するものです。
5	洗濯によって衣類にセシウム等が付着し被ばくすることも考えられる。洗濯による被ばく線量を検討したのか。(1件)	衣服の洗濯等に水を用いた場合でも、一般的に繊維は表面の性質上セシウムを吸着しにくく、付着して残るセシウムは極めて微量であることから、洗濯による被ばく線量はごく微量であると考えられます。
6	半減期が短い放射性ヨウ素も引き続きモニタリングすべき。下水汚泥から検出されている地域もある。原子炉の異常を把握する指標としても重要。(130件)	放射性ヨウ素は、半減期が短いことから、大規模放出から11か月経過した現時点においては、東電福島第一原発周辺を含めても一般環境や定時降下物や大気浮遊塵中からも検出されていません。新たな放射性物質の大規模放出がない限り、水道水から検出される蓋然性がないことから、監視対象としませんが、放射性セシウムと合わせて測定されたものについては引き続きその結果をとりまとめて公表します。 一方、東電福島第一原発から放射性物質が再度大規模に放出される事態になれば、原子力災害対策特別措置法に基づいて対応をするため、ヨウ素131についても検査を行うこととなります。原子炉や降下物の監視は、水道事業者ではなく、国によって行われています。
7	モニタリング対象を福島県及びその近隣地域に限定せず、汚染の可能性が考えられる全ての都道府県に広げるべき。地域外の下水汚泥から放射性物質が検出されている。(15件)	東電福島第一原発から放出された放射性物質が多く沈着している福島県及び近隣10都県を対象に重点的かつ連続してモニタリングした結果、昨年6月以降は10Bq/kgを超えて検出された例は報告されていません。今後は検出限界値を下げて引き続きモニタリングするとともに、空間線量が高い除染特別地域及び汚染状況重点調査地域において重点的に検査を行うこととしています。
8	使用場面に近い蛇口からの水も検査対象とすべき。(15件)	当初は水道利用者に近い蛇口水を中心として検査を行っていましたが、浄水場から蛇口までの配水の過程において、水道水中の放射性物質の濃度が大きく変わるものではないことから、浄水場出口で監視をすることで、給水区域全域の水道水の安全・安心を確保することとしています。
9	水道原水が地下水の場合、大気からの汚染を受ける可能性がない場合は検査を省略し、可能性がある場合にはその地点以降で採水すべき。(1件)	降下した放射性物質の多くは地表面近くにとどまっており地下水に到達しているものはわずかであると考えられますが、井戸の管理が不十分な場合等地表からの影響を受けることがあります。採水は、こうした水源への影響がないことを確認できる地点で行う必要があります。

整理番号	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
10	水源地の汚染も検査すべき。(1件)	検査対象試料として取水地点の水道原水も対象としています。また、水源地を含む水環境については、平成23年8月2日にモニタリング調整会議により決定された「総合モニタリング計画」に基づき、環境省がモニタリング結果をとりまとめて公表しています。
11	より検査頻度を上げて、検査地点を減らさずにモニタリングすべき。(30件)	周辺の状況に大きな変化がない限りにおいて水道水及び水道原水中の放射性物質の濃度が時間とともに大きく変化することはないことから、感度の高い検査を高濁度時に実施することで安全性を確保することが可能です。放射性セシウムが大量に沈着している地域及びその下流域等放射性セシウムを吸着した土壌粒子が水道水源に到達するおそれのある水道事業者等については、必要に応じて検査頻度を高めることとしています。検査地点は、各水道事業者等が給水区域全域の水道水の安全性を確認できる地点として、流域単位のモニタリング体制や周辺環境等を勘案して適切に設定するものです。
12	ろ過設備の不備により、ろ過機能が低下する場合は考慮し、同じ流域に属する水道原水を水源とする水道事業者であっても、浄水の水質を同様とみなすことができない場合があるため、浄水の検査地点の省略は行うべきではない。(1件)	高濁度時等においても浄水処理前の原水中の放射能濃度が10Bq/kgを十分下回っていれば、浄水の放射能濃度が10Bq/kgを上回ることはないことが明らかであり、浄水の検査頻度や地点数を減ずることが可能です。
13	流域単位での水道原水及び水道水中の放射性物質のモニタリング結果の活用は図れないのか。(2件)	流域単位で代表性のある箇所での水道原水のモニタリング体制が整っている場合には、代表性のある箇所における水質検査結果の活用により検査頻度及び検査地点を減ずることができます。
14	平成24年4月1日以降、全ての浄水場で1ヶ月に1回以上検査を行うことになるのか。(1件)	水道水の安全性を確保するため、原則として1ヶ月に1回以上検査を行うこととしています。検査頻度及び検査地点については、これまでの検出状況、流域における検査体制及び検査結果等を踏まえて適切に設定する必要があります。
15	検査頻度等を確保するため、検出限界値は高いが安価なNaI(Tl)シンチレーション検出器の使用を認めるべき。(1件)	検査に当たっては、検査機関において必要な感度(検出限界値)が確保されていることをあらかじめ確認することが必要です。新たな管理目標値を十分下回っていることを確認する目安として、検出限界値1Bq/kgを確保することを目標としています。日常的な監視を目的として10Bq/kgを下回っているかどうかを確認するのであれば、検出限界値を目標値の1/2以下とすることが必要です。
16	国として、検査体制の確保について必要な支援策を講ずるべき。(1件)	厚生労働省では、水道水中の放射性物質の検査を受託する検査機関にアンケートを行い、所有する機器の種類、台数及び購入予定に関する情報を取りまとめて検討会資料として公表しています。また、平成23年10月には水道水等の放射性物質の測定マニュアルを作成・公表しています。なお、機器の整備、検査の実施に係る費用等については、東京電力株式会社による原子力損害賠償の範囲として位置付けられています。
17	測定義務は原子力行政を担う国にあり、検査機器が国によって全施設に整備されるまで適用を遅らせるか、簡易測定器で測定できる程度のより高い基準とすべき。(1件)	水道事業者等及び委託先検査機関の検出限界値や検査体制の現状及び今後の予定から、平成24年4月1日から1Bq/kgを検出限界値とする検査体制を整備することは可能と考えています。また、水道事業者等による検査に要する費用については、原子力損害賠償の対象とされています。
18	「水道水等の放射能測定マニュアル」や検査に係る説明会、研修等を開催すべき。(1件)	放射能測定マニュアルは文部科学省が作成した既存のマニュアルを分かりやすくまとめたものです。文部科学省マニュアルについては、放射能検査の専門機関が研修等を実施していると承知しています。
19	検出限界値を低くし、ゼロに近づけるべき。(6件)	検出限界値については、目標値及びゲルマニウム半導体検出器の検査能力を勘案して、1Bq/kg以下を確保することを目標としています。

整理番号	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
20	検出限界値以下の場合「不検出」ではなく「検出限界値以下のため測定不能」又は「検出限界以下」等の表現に統一したうえで、その検出限界値を併記すべき。(31件)	水道水中の放射性物質の検査結果については、厚生労働省が検出限界値とともに集約して公表しています。
21	水は毎日・大量に消費するものなので、地方の小さな浄水場でも放射性物質に対する十分な浄水能力を備えてほしい。(1件)	水中の放射性セシウムは、その多くが濁質に吸着しているものと考えられ、通常の浄水操作で除去可能です。
22	管理目標値超過時には住民に対して即時報告すべき。(1件)	速やかに住民に周知するようにします。
23	管理目標値超過時には管理目標値以下の水を速やかに調達すべき。(1件)	年間被ばく線量が0.1mSvを超えるおそれのある場合やその後も管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合に、他の水道水源への振替等の措置を講じることとしています。
24	緊急事態の定義や運用等を明確にすべき。また、東電福島第一原発事故以外の事故も従前の指標で運用すべき。(1件)	原子力緊急事態の定義は、原子力災害対策特別措置法により定められています。東電福島第一原発から再度大規模な放射性物質の放出が起きた場合は、従前の指標が適用されます。
25	「1回の検査であっても管理目標値を著しく上回る等」の「著しく」とは具体的にどの程度か。(1件)	水道水中の放射性物質の数値が著しく高い値が検出され、その状態が継続する場合、年間被ばく線量が0.1mSvを超えるおそれのある場合を想定しています。なお、過去の放射性物質の線量の大きさや傾向を見て、総合的に判断する必要があるため、具体的な数値を示すことは適切ではないと考えます。
26	国民に対し、現状では水道水の安全性は十分確保されていることを、マスコミ等を通じ、より積極的に広報すべき。(1件)	全国の検査結果については、これまで厚生労働省が集約し、ホームページの他、新聞各紙等報道機関に対して公表しており、引き続き集約して公表します。
27	国民が自ら判断し、行動できるよう正しい測定結果を迅速に公表してほしい。地方新聞やテレビ等の公開方法も検討すべき。(4件)	水道事業者が実施する検査については、必要に応じて水道法に基づく水質検査計画に位置づけ、公表することとしています。また、厚生労働省に報告のあった検査結果については、これまでどおりとりまとめ、検出限界値とともに公表します。
28	水道水の検査状況について見学会を設けるべき。(1件)	水道事業者等による検査状況及び結果については、各々のウェブサイト等で確認することができます。
29	意見募集をより多くの人に知られるようにすべき。(2件)	任意の意見募集として、パブリックコメントのルールに則って手続きをしています。
30	下水汚泥中からのヨウ素検出の原因を調査すべき。(1件)	今般定めようとする管理目標は、東電福島第一原発事故に対応するものですが、半減期が短いヨウ素131は最近では一般環境からは検出されていません。一方、放射性ヨウ素は医療分野において使用されており、以前から治療に用いたと考えられる放射性ヨウ素が下水汚泥から検出される事例が国内外で報告されていることから、事故由来のものではないと考えています。

このほか食品の基準値に関するご意見が7件ありました。